


## 今年度より開始 ～サーキュラーエコノミーに取り組む企業の立地を支援します～ 循環型ビジネス分野立地促進助成金の申請受付を開始します



サーキュラーエコノミーに資する製品の製造や研究開発などを行っている企業が、横浜市内に初進出する場合、または、本社等を市内で拡張・移転する場合に交付する「循環型ビジネス分野立地促進助成金」を今年度より新たに創設しました。

つきましては、本日より本助成金の申請受付を開始します。

### 【概要】

助成対象	<p>●サーキュラーエコノミーに資する製品の製造や研究開発などを行っている企業</p> <p>【主な例】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・次の①～③いずれかの製造又は研究開発をしている企業</li><li>① 再生材等を活用し、より高付加価値な製品</li><li>② 寿命・耐久性等が他より優れている製品</li><li>③ 環境配慮設計に資する製品</li></ul> <p>・再生材の活用、製造又は研究開発をしている企業</p> <p>・デジタル技術を活用したサーキュラーエコノミーの仕組みづくりをしている企業 など</p>
助成金額	助成額：（上限）500万円
主な要件※	<p>(1) 設置する事業所（本社、研究所など）において、循環型ビジネスに資する事業を行うこと</p> <p>(2) 事業所の床面積が所定の要件を満たすこと</p> <p>(3) 建物の賃貸借契約の締結日の前日までに、事業計画概要書を提出すること</p> <p>(4) 令和8年12月末までに、事業所を設置すること</p> <p>※ その他に、申請企業の財務内容、事業継続義務（2年間）など、複数の要件があります</p>
按分交付	申請額が予算額を上回った場合は、予算の範囲内で按分して交付します。
申請までの 手続きと 期限	<p><b>(1) 事前相談</b> 事前に立地計画等を確認しますので、<u>まずは、電話又は e-mail で、お問い合わせください。</u> 《問合せ先》 電話：045（671）2594 e-mail：ke-kigyo@city.yokohama.lg.jp</p> <p><b>(2) 事業計画概要書の提出（提出期限：令和8年12月28日（月））</b> 建物賃貸借契約の締結日の前日までに、「事業計画概要書」をご提出いただきます。</p> <p><b>(3) 事業開始（事業開始期限：令和8年12月31日（木））</b> 所定の要件を満たして、事業所を開設していただきます。</p> <p><b>(4) 交付申請（本申請）（申請期限：令和9年1月29日（金））</b> 「助成金交付申請書」等をご提出いただきます。</p>
詳細 URL	<p><a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/yuchi/support/seido/circular.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/yuchi/support/seido/circular.html</a></p> 

\*本件は、横浜経済記者クラブへも同時発表しています。

お問い合わせ先
企業投資促進課長 三好 Tel 045-671-3894



GREEN×EXPO 2027  
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

